

公 告

このたび、世羅郡世羅町の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業西大田第2地区）の事業施行申請にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の2第2項の規定による公告をしたいので、法第85条の2第5項において準用する法第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年12月1日までに世羅町長へ意見書を提出されたい。

令和 7 年 11 月 10 日

世羅町長 奥 田 正 和



1. 縦覧期間

令和 7 年 11 月 10 日 から令和 7 年 12 月 1 日 まで

2. 縦覧場所

世羅郡世羅町役場産業振興課
世羅町ホームページ

3. 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

ア 〒 722-1192
世羅郡世羅町大字西上原123番地1
世羅町役場 産業振興課

イ sangyoushinkou@town.sera.hiroshima.jp

（2）意見書の提出期限

令和 7 年 12 月 1 日

（3）意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。
- ⑤ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、広島県世羅郡世羅町産業振興課 までお問い合わせください。